

木協通信

第55号
発行年月日
平成29年11月1日
日田市南友田100-1
日田木材協同組合
総務企画委員会発行
TEL24-2167

☆日田木材協同組合百年を語る

日田郡木竹商共算組合規約書

第二章 営業目的

第十五条 買受人より何等の故障申立る共第十二条、第十三条の手續を経ざれば営業所又は出張所に於て現品受引を為す事を得ず

第十六条 営業所及出張所は買受人より受取りたる水揚げ仕切証及代金は荷主又は代理人へ相渡すべし但し信用ある代理人は住所姓名を書記し兼て営業所支配人へ届け置くべし

第十七条 買受人より水揚げ仕切書及代金を徴収し荷主及代理人不在の時は五日以内銀行為換にて荷主へ送付すべし

次号へ続く

☆日田地区原木市場協同組合

理事・業務委員視察研修

原木市場課 高瀬修哉

9月15日(金)・16日(土)に日田地区原木市場協同組合の理事・業務委員参加により鹿児島県志布志市曾於地区森林組合木材輸出戦略協議会)と熊本県水俣市新栄合板工業を視察致しました。目的としては、ここ5年間で急速に輸出货量を増やし全国1位に躍進する志布志港の仕組みと、近くに中津港がある日田エリアが今後同様の原木輸出に直面した時への対処法を学ぶことです。また新栄合板工業では日田市内・大分県内原木市場で現在直接的な取引がないため原木の調達方法や今後の事業展開等を確認(相手を知る)することでした。今回は志布志市曾於地区森林組合について御報告致します。

志布志市 曾於地区森林組合の取り組み

1、設立の経緯 鹿児島県、宮崎県の県境を越えた4森林組合(鹿兒島県曾於地区森林組合・曾於市森林組合・宮崎県南那珂森林組合・都城地区森林組合)の連携による木材輸出(港から概ね1時間で集荷可能エリア)。曾於地区森林組合が事務局となり平成23年4月に協議会を立ち上げ同年7月から輸出を開始。韓国に杉・桧を約半々送る)

2、目的と戦略 今後の少子高齢化・住宅着工戸数の減少から需要先の少ない低質材・大径材を海外へ輸出することによる収益力UPをねらう。そのため東南アジア方面に利便性が高い志布志港を国の港湾整備計画により輸出港として整備して短期間で定質・定量、定期の輸出が可能となる。現在5千t級の船が着岸(原木3千m積載)できるが今後1万tの着岸と積み込みの効率化を達成するため大型クレーンの付設、水

深整備をめざす予定。

25年度より中国(上海・防城)へ杉材の輸出を開始したため大幅な成長となる。特に防城港へは40cm上2・2m材を富裕層の棺用に新規で輸出。港着で10、500円/m³。また韓国(プサン・仁川)へは桧材を輸出。韓国輸出からスタートしたが現在では90%が中国への輸出。協議会エリアとしては27年度から28年度は横ばいで台風による大雨被害の影響が出たが29年度は50、000m³の計画で順調に推移しているとのこと。

代金の回収とリスク管理)
1、トラブル、代金回収のリスクを減らすため商社を窓口とし協議会としては港着までとする。
2、海外への市況調査、リスク調査を毎年実施。
3、トラブル発生時に備え基金の積み立てを行う。協議会が運営費、基金として100円/m³徴収)その他徴収金としては協議会事務局である曾於地区森林組合に取りまとめ、請求事務委託費として50円/m³、港湾整備費用として南那珂森林組合に50円/m³が別途徴収され支払われる。

今後の課題として)
1、中国市場へ良質材や木材製品の更なる売込み
2、産地間の連携による共同出荷でブランド化を図る(民間含め)
3、A材(輸出もあり)が共販所で市売りされB・C材が輸出中心のため市売材の減少が当初より指摘され迷惑を掛けている。また山佐木材とは協定取引も実施しており数量の確保に努める。

今回の協議会は各森林組合より買取りを行い商社との窓口となる。そのため4組合による毎月の幹事会で納品数量の調整と4組合に対して原木代金の支払いをする。協議会の代金回収は商社との間で売掛販売となり請求から入金まで3ヶ月かかる模様。但し、これまでに滞りはないとのこと。協議会としては販路拡大による山主への収益力UPが目的のためリスクを回避するかわりに手数料以外の更なる収入は望んでいないように感じる。



☆秋の優良市

10月23日、「秋の優良市」を開催致しました。多数のご出荷、お買い上げありがとうございます。市況は、杉3M柱・中目材(直曲)があたり1千円〜2千円UPで取引され買気強い。その他3Mも全般的に品薄感があり軒並み値を上げる状況です。また杉4M材も7月後半市以降市度に値を上げる展開で更に強保合。今後小径木(タルキ・バタ材)が回復気味です。桧4M材は横ばい又は部分的に引合いをみせています。

☆お知らせ

○平成29年度木づかい促進事業

7月の九州北部豪雨により住宅等が被害を受け、建替えや修繕を余儀なくされた被災者に対しまして、生活再建のため優先的に木材等が支給されます。事務局 日田木材協同組合 小関・川原

☆お願い

○死亡災害撲滅に向けた緊急要請

林業・木材製造業労働災害防止協会 このたび厚生労働省は、平成29年の死亡災害が夏場に急増し、全産業における死亡労働災害の大幅な増加を受け、職場の死亡災害撲滅に向けた緊急対策を実施するための、林災防協会を含む産業界に対して、厚生労働省労働基準局安全衛生部長から緊急要請が実施されました。

平成29年1月〜8月期の林業における死亡災害は、対前年比で35% (7人)増加して27人となっており、林業はこれから年末に向けて作業が本格化する中で、林材業労働災害防止計画の目標値(林業31名、木材製造業5名)の達成は厳しく、大変憂慮すべき事態となっております。

労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますようお願いいたします。
一、安全作業マニュアルの遵守状況を確認するなど、職場内の安全衛生生活の総点検を実施すること

二、安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者等を選任し、その職務を確実に遂行させるなど、事業場の安全管理体制を充実すること

三、雇入れ時教育等を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること

※ 実践的リスクアセスメント導入のための「集団指導会」が11月17日に開催されます。11月7日迄に林災防へお申込みください。林災防 ☎097・545・3530 (石井)

